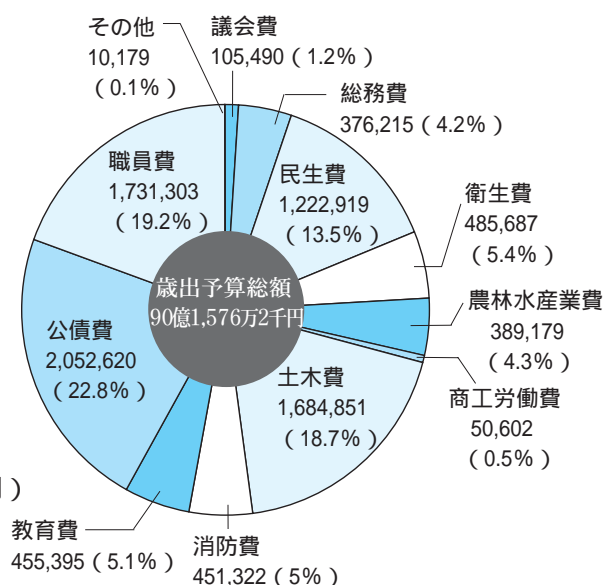
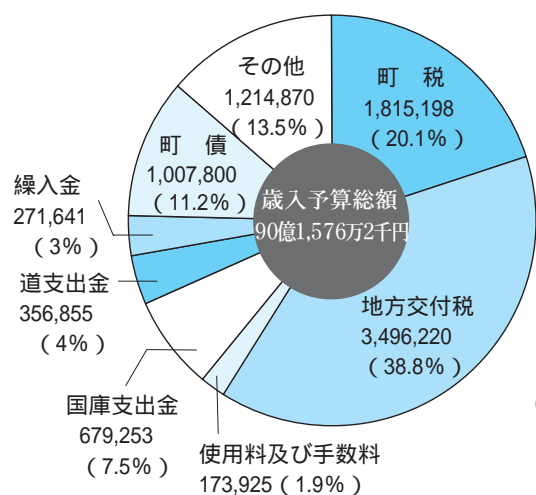


# 総額 163億2,009万円

(単位：千円)

会計区分	18年度予算額
一般会計	9,015,762
国民健康保険特別会計	1,990,808
老人保健特別会計	2,314,402
介護保険特別会計	1,038,612
介護サービス事業特別会計	51,600
下水道事業特別会計	1,126,114
農業集落排水事業特別会計	86,444
水道事業会計	696,348
<b>合計</b>	<b>16,320,090</b>

◆平成18年度の一般会計予算(90億1,576万2千円)は、前年度の当初予算(91億8,790万4千円=借換などを除いた額)と比較して、1億7,214万2千円減額(1.9%減)となりました。



## 行財政システム再構築プラン重点施策

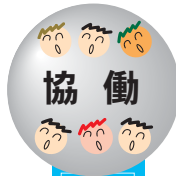
(単位：千円)

重点施策項目	総額
主な事業名	金額
1. 美しいまちづくりの推進	7,332
景観形成基本計画の策定	5,700
2. バス交通体系の確立	46,800
コミュニティバス実証運行事業	46,800
3. 情報通信基盤の整備	2,056
HARP電子申請事業	2,056
4. 子育て支援の推進	16,643
保育所の再編	14,908
5. 少子高齢化に対応した健康づくりの推進	29,879
健康づくりの推進	26,539
6. 農業生産組織及び農産物加工・開発への支援	5,700
農業生産組織への支援	5,700
7. 文化創造と情報発信拠点の創出	93,132
駅前れんが倉庫の施設整備事業	93,132
8. 北海道医療大学との連携と商店街の活性化	25,437
商工会補助金	21,778
9. 都市計画事業の推進	679,304
当別幸町土地区画整理事業	334,488

## 平成18年度主要事業

(単位：千円)

予算科目	総額
事業名	金額
総務費	376,215
新規 防災推進・啓発強化事業	2,026
継続 町内会運営補助事業	10,674
民生費	1,222,919
新規 自立支援給付事業	146,238
継続 放課後児童対策事業	14,069
衛生費	485,687
新規 ごみ減量化推進事業	97,867
新規 みどりヶ丘葬苑改修工事	2,400
農林水産業費	389,179
継続 道営土地改良事業	69,183
新規 東裏体験農村公園造成事業	20,672
土木費	1,684,851
継続 遊遊公園造成工事	258,052
継続 雪対策事業	194,400
教育費	455,395
新規 図書館設置検討事業	39
新規 当別中学校暖房設備改修工事	5,760



協働の指針策定検討委員会

「協働の指針」の提言書を提出

広報2月号でお知らせした、当別町協働の指針策定検討委員会は、「協働の指針」策定に向けての提言書を2月14日に泉亭町長に提出しました。

町は、この提言書を基に、「協働の指針」の原案を作成しました。

2月20日の第7回会議では、町が提言書に基づいてまとめた、協働の指針骨子原案の内容について協議が行われました。

骨子原案に対する委員会での主な意見

◆地域に住んでいる人の意見を吸い上げるのは町内会しかないと思うので、町内会の役割がもっと重要になつてくるという表現が欲しい。

◆例えば、町内会など地域の人が、子供たちや高齢者の安全を守るため、皆で防災、防犯について取り組む事例を記載した方が、身近な協働のヒントとなるのではないかと。

◆骨子(案)には町内での活動事例数が少ない。大きい組織の活動事例が多いので、小さな組織で活動をしている人にとって関係ないと思われるのではないかと。具体的にどのような町民が参加できるかという事例があると分かりやすいので、できるだけ多くの事例を載せた方がいい。



行財政システム再構築プラン推進委員会

町では、これらの意見を参考に修正した骨子原案に対する、町民からのパブリックコメントと関係団体との意見交換を実施します。

次回の委員会では、これらの意見交換結果をまとめた、「協働の指針」(骨子)最終案について町から説明をし、委員から意見をいただきます。

協働のまちづくりの道しるべ「協働の指針」(骨子)原案に意見をお寄せください

町は町民の皆さんと一緒に「協働によるまちづくり」について考えるための材料として「協働の指針(骨子)原案」をまとめ、概要版を町広報4月号と共に各ご家庭に配布しました。

この(骨子)原案に対する意見を4月30日(日)まで募集します。是非、多くの方の意見をお聞かせください。

詳しくは、概要版とともに配布したチラシをご覧ください。

◆担当 企画課企画調整係 (電話) 233-23393

第2回会議を2月24日に開催し、町は、平成17年度末までに見込まれる再構築プランの推進状況の報告や、平成18年度からの政策評価制度に向けた基本的な考え方を説明しました。委員からは、それらに対しての意見や質問が出され、議論を深めました。

委員会での主な意見

◆行財政を再構築するためには、支出を減らすことと収入を増やすことの両方が必要だと思ふ。

◆町内で消費をしてもらい、税収を上げるという観点も必要。

◆町の経済発展のためには、町民が差別を愛する気持が必要。例えば、当別で買い物をするなどの意識が大事。意識改革を町民がやっていかなければならない。

◆役場職員も町内行事に積極的に参加し、町民と一体になり、協働で意識改革をしながらこの町を良くしていくという気持ちが大事。

◆次回委員会は6月を予定。

◆委員会での資料や次回委員会の開催日程(決まり次第)は、町のホームページに掲載しています。

「当別ダム建設事業関連事業者連携会議」が開催されました。

平成17年度に実施された北海道公共事業再評価の知事意見を受けて、「当別ダム建設事業関連事業者連携会議」が設置され、2月15日に第1回会議が開かれました。

これまで、事業主体の北海道が、石狩西部広域水道企業団や国と個別に協議を行ってきましたが、この「連携会議」が設置されたことで、町を含む関係団体が連携していくことができます。

今後、事業環境の変化に適切に対応をしながら、当別ダム関連事業の実施に関する事項の情報交換や相互調整を行い、事業の円滑な推進を図っていきます。

第1回目の会議では、関連事業全体事業計画概要、平成18年度関連事業実施計画概要、関連事業に関連した地元地域の動静について、協議検討がされました。会議の結果などは、ホームページでお知らせしています。

会議結果 <http://www.pref.hokkaido.jp/kensetu/kn-sapdg/sap-dogen/toubetudamu/renkei/>  
 当別ダム建設事業に係る評価 <http://www.pref.hokkaido.jp/skikaku/sk-ssnji/assess/hyokaindex.htm>

# 使用料・手数料が変わります

町が取り組んでいる「行財政再構築プラン」には、「受益者負担の適正化」を図ることが位置付けられています。

これは、サービスを利用する特定の人に、利益に見合った負担をもらうことで、サービスを受けたい人との負担の公平性を確保し、適正な料金設定を図っていくことです。

例えば、施設の維持費や、証明書の発行手数料などすべてを税金で賄うと、そのサービスを使う人と使わない人との間で不公平が生じ、公平性が失われます。このため、行政サービスを受ける人に、それに見合った負担をしていただくこととなります。

町には、施設使用が無料のものや、長年、据え置かれてきたものがあります。今回、数多くある該当項目を見直し、施設の使用料、下水道使用料、介護保険料などの改定を行うことになりました。

厳しい財政状況の中、それぞれの業務を健全で、公平に行うための改定です。

町民皆様のご理解とご協力をお願いします。



## ▽使用料って何？

○施設を利用するときに支払う料金などで施設の維持管理費などの一部に使います。

○総合体育館・コミュニティーセンター・公営住宅・上下水道など。

## ▽手数料って何？

○各証明書を交付してもらうときに支払う料金のことです。

○住民票や印鑑登録証明書の交付・し尿収集運搬費用など。

7月1日から

農村環境改善センター  
(白樺コミュニティーセンター) 使用料

多目的ホールや調理実習室がある農村環境改善センター(白樺コミュニティーセンター)は、スポーツ・趣味・会合など町民に幅広く活用されています。今回使用実態に合わせて、新たに各室ごとに使用料を設定し負担いただくことになりました。

なお、団体の使用内容によっては、使用料の減額、減免される場合もあります。また、11月から4月までは、使用料の100分の20に相当する暖房料がかかります。センターが定める目的以外に使用する場合は、これまでどおりの使用料がかかります。

## ▷施設使用料◁

区分		時間区分		使用料区分			
				9時～12時	12時～17時	17時～21時	9時～21時
多目的ホール	1時間当たりの額	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	円	円	円	円
			幼・小・中・高校生	100	150	350	2,450
	その他催事に使用する場合	入場料を徴収する場合	500	700	1,250	10,000	
		入場料を徴収しない場合	1,250	1,750	2,250	21,500	
		入場料を徴収する場合	2,500	3,750	6,750	53,250	
大研修室			1,100	1,500	2,500	5,100	
小研修室			750	1,200	1,800	3,750	
調理実習室			350	500	900	1,750	
和室			300	400	700	1,400	
談話室			300	400	700	1,400	

問合せ 農林課 (☎23 3096)

# 下水道使用料

10月1日から

## ▷下水道料金表◁

	水量	基本料金		超過料金 (1mにつき)	
		新料金	旧料金	新料金	旧料金
一般用	10m <sup>3</sup> まで	1,200円	1,000円	150円	120円
公衆浴場用	100m <sup>3</sup> まで	2,400円	2,000円	25円	20円

(参考)

## ▷料金早見表◁

使用量	料 金
10m <sup>3</sup>	1,260円
15m <sup>3</sup>	2,047円
20m <sup>3</sup>	2,835円
25m <sup>3</sup>	3,622円
30m <sup>3</sup>	4,410円

問合せ 下水道課  
( ☎23 - 3542 )

これまででも広報誌でお伝えしてきましたが、「当別町下水道事業運営委員会」は、下水道使用料の値上げの必要性があることを盛り込んだ答申書を町に渡しました。  
今回、答申内容を参考にしながら、新しい下水道使用料金が決まりました。10月からは、上記の新料金に消費税を加えた額となります。  
下水道事業の施設整備や、経営状況などは今後も広報を通じてご案内します。

# し尿収集運搬手数料

10月1日から

下水道が整備されていない地域などの、し尿や浄化槽汚泥は、汲取りを申し込まれた方に、収集運搬手数料を負担いただきます。町が処理費用を負担していません。この手数料は、昭和57年から据え置かれ、既に20年以上経過していることから、収集と運搬コストに見合った適正な手数料にするための改定を行います。

## ▷収集運搬手数料◁

	新料金	旧料金
1ℓ (1荷)	7円 (210円)	5円 (150円)

問合せ 環境対策課  
( ☎23 - 2503 )

# 総合体育館使用料 西当別コミュニケーションセンター使用料

7月1日から

総合体育館と西当別コミュニケーションセンターアリーナを個人で使う場合の使用料を改定しました。  
なお、減免措置は次のとおり変わります。  
◇65歳以上の方の個人利用は無料になります。  
◇団体の利用の使用料の減免では、少年育成関係団体が10割となります。体育協会・文化協会加盟団体が5割減免、これら以外の団体が使用する場合は減免されません。  
◇西当別コミュニケーションセンターで葬儀を行う場合は使用料が5割増しになります。

## ▷個人使用料◁

区 分		新料金	旧料金
小・中学生	1回	60円	50円
	回数券12枚綴り	600円	500円
高校生	1回	90円	70円
	回数券12枚綴り	900円	700円
学生・一般	1回	150円	130円 (西コミ100)
	回数券12枚綴り	1,500円	1300円 (西コミ1000)

問合せ 総合体育館 ( ☎22 3833 )

# 伊達記念館・開拓郷土館

7月1日から

## 両館無料



当別伊達記念館・伊達邸別館と開拓郷土館は、まちの歴史を物語る貴重財産が納められています。町内外多くの方に観覧していただきたい施設ですので、どなたでも無料で観覧できるようになります。

問合せ 社会教育課 ( ☎22 3834 )

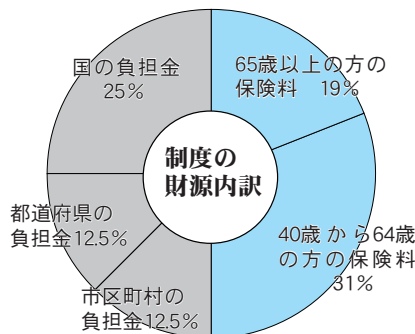
# 介護保険料 65歳以上の方の保険料が変わります

介護保険制度では、介護が必要とならないようにする「介護予防」を重視した、新たな取り組みが始まります。

また町は、介護保険制度の健全な運営のために、3年ごとに事業計画の見直しを行っており、今回、65歳以上の方の介護保険料が変わります。

## 制度を運営するお金の内訳

介護保険を運営するために必要なお金は、保険対象者が払う保険料で半分を賄い、国、都道府県、市区町村の負担金で残り半分を賄っています。



## 保険料基準額はこうして決まる

$$\frac{\text{当別町で必要とする介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の保険料負担分 19\%}}{\text{当別町の65歳以上の人数}} = \text{65歳以上の方の保険料基準額}$$

## 一人あたり保険料は所得に応じて6段階

段階	対象者	保険料額
第1	①生活保護受給者 ②老齢年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方	23,400円 基準額×0.5
第2	世帯全員が町民税非課税で、高齢者本人の年金収入が80万円以下であって、年金以外に収入がない方	23,400円 基準額×0.5
第3	世帯全員が町民税非課税で第2段階に該当しない方	35,100円 基準額×0.75
第4	本人が町民税非課税の方 (世帯内に町民税課税者がいる)	46,800円 基準額
第5	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の方	58,500円 基準額×1.25
第6	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の方	70,200円 基準額×1.5

上記①の保険料基準額を基に6段階別に保険料額が決定します。

## 保険料はどう納める？

保険料は、65歳になった月（1日が誕生日の場合は前の月）分から納めます。ご本人が受けている年金額によって納め方は2種類に分かれます。

### 年金が年額18万円以上の方⇒特別徴収

年6回の年金受給時に、介護保険料があらかじめ差し引かれています。

4・6・8月は2月分と同額の保険料額を納めます（仮徴収）

10・12・2月は、前年の所得を基に年額保険料を算出し、仮徴収分を調整した保険料額を納めます（本徴収）

前年度	本年度	
10月・12月・2月	4月・6月・8月	10月・12月・2月
本徴収	仮徴収	本徴収

原則として前年度2月分の保険料を納めます。

### 年金が年額18万円未満の方⇒普通徴収

個別に送付される納付書で保険料を納めます。（納期は7月～3月までの9期）

◆こんなときには納付書で納めます。

年度途中で65歳になったとき  
他の市町村から転入したとき  
保険料額や年金額が変更になったときなど

◆口座振替が便利です

保険料の納付書、預金通帳、通帳届出印を持参し、町内の金融機関で手続きができます。



問合せ 福祉課介護サービス係 (☎23 3029)